

公 告

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

青森県知事

1 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器 一式

2 賃貸借期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

3 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 令和 5 年 6 月 12 日青森県告示第 404 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和 7 年 2 月 10 日青森県告示第 60 号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA 機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約について A の等級に格付された者であること。
- (4) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日付け青管第 912 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入開札の時までの間に、受けていない者であること。

- (5) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、4に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を青森県総務部行政経営課長に提出し、確認を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (2) (1)の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。
- (3) 提出期限
令和7年7月24日 正午
- (4) 提出場所
青森市新町2丁目4の30
青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ
電話 017-734-9160
- (5) 提出部数 一部

- 6 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森県行政経営課ホームページからダウンロードすること。
問い合わせ先はホームページに記載。

- 7 入札及び開札の場所及び日時
青森市新町二丁目4の30
青森県庁舎北棟2階236会議室
令和7年7月30日 10時00分

- 8 入札保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第132条第1項第2号の規定により免除する。

- 9 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

- 10 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から7日以内

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書の提出方法等

入札説明書による。

(3) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち契約初年度の契約金額となる 5 か月分に相当する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約金額

落札金額をもって令和 7 年度の契約金額とする。ただし、令和 8 年度から令和 11 年度までの各年度の契約金額は、落札金額に 12 を乗じた額を 5 で除して得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和 12 年度の契約金額は落札金額に 7 を乗じた額を 5 で除して得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(5) その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について、電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。